

児童虐待防止対策の充実について

【担当省庁】厚生労働省

国の児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）において、「児童相談所の体制強化を図るため、令和4年度までに全国で児童福祉司を2,020人程度増員することとされたが、未経験者の大量採用が予想される。

については、現場でのOJTのみによる育成には限界があるため、増員した人材の育成を円滑に進めるため、現場のスキルと座学による知識を習得できる研修の実施や育成プログラムの策定など人材育成の仕組みを、国において構築していただきたい。

なお、児童福祉司をはじめとする必要な人員が令和4年度までに着実に確保できるよう、地方財政措置を講じていただきたい。

【現状・課題等】

■国の児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）では、児童相談所の体制強化として、令和4年度までに児童福祉司を2,020人程度増員するほか、全国に子ども家庭総合支援拠点を設置する目標等を設定

■近年、児童虐待の相談対応件数は増加が続く一方、児童の心理・健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加

- ・複雑化する虐待事案への対応には、新たに児童福祉司となった若手や、指導する児童福祉司に対する専門性の向上やスキルアップが必要
- ・しかし、現状の児童福祉司等のスキルアップ等の仕組みは、児童福祉司養成校は全国に4校のみ、国立もしくは国が補助を行う研修機関も3校程度と、増員した専門職の質を維持するためには不十分な状況

■従来からのOJTによる人材育成のみでは、大量の未経験者の人材育成が追いつかず、質の担保が困難となるため、現場でのOJTと座学による多様な事例の経験とを組み合わせた育成プログラムを構築し、人材育成を効率的に進めることが不可欠

京 都 府 の担当課	健康福祉部 家庭支援課 (075-414-4582)
---------------	----------------------------

■児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）の概要

<児童相談所の体制強化>

児童相談所の体制強化				
	2017年度 実績		2022年度 目標	増員数
児童福祉司	3,240 人	→	5,260 人	+ 2,020 人程度
児童心理司	1,360 人	→	2,150 人※1	+ 790 人程度
保健師	100 人※3	→	各児童相談所※2	+ 110 人程度
合計	4,690 人	→	7,620 人	+ 2,930 人程度

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで ※3 複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人

※他の児童福祉司の教育・指導を行う児童福祉司（スーパーバイザー）もあわせて増員